

告示

埼玉県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日
有料老人ホーム さいたま妙松苑		加須市志多見二 三三四―五		特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護		令和六年三月三十 一日
富家在宅リハビリ テーションケアセ ンター		ふじみ野市亀久 保一八三九―四		訪問看護	訪問リハビリテー ション	平成十八年四月二十 日
				居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	
				介護予防居宅療養 管理指導	介護予防訪問リハ ビリテーション	